

アルゼンチン共和国による債権者集会招集公告について（お知らせ）

平成 31 年 1 月 15 日

債権者各位

- 第 4 回 アルゼンチン共和国 円貨債券（1996）保有者の皆様へ
- 第 5 回 アルゼンチン共和国 円貨債券（1999）保有者の皆様へ
- 第 6 回 アルゼンチン共和国 円貨債券（2000）保有者の皆様へ
- 第 7 回 アルゼンチン共和国 円貨債券（2000）保有者の皆様へ

標記各債券（以下「本債券」といいます。）について、本日、アルゼンチン共和国（以下「共和国」といいます。）は、官報および日本経済新聞に、平成 31 年 2 月 22 日付債権者集会に係る債権者集会招集公告を行っておりますので、お知らせ致します。

なお、この「お知らせ」は、共和国より公表された事実等について、管理会社が債権者の皆様にご連絡することのみを目的として行うものであり、債権者集会招集公告に記載される共和国の提案する議案の受入をいかなる意味においても、債権者の皆さまに勧誘・推奨するものではありません。

債権者集会招集公告によれば、共和国の提案する議案どおり決議が成立した場合には、債権者の皆様が債権者集会に出席されたか否かを問わず、また、議案に賛成されたか否かを問わず、全ての債権者を拘束するものとされています。債権者集会招集公告に記載された議案は、未償還元本の 150% に相当する金額まで共和国の未払債務を削減し、かつ、債権者の皆様が支払資金を受領できる期間を、共和国が管理会社に支払をした日から 2 年間に限定するものであることから、債権者の皆様におかれましては、今後、共和国の提案する議案の内容をご覧頂き、議案に賛成するか否かを、ご自身の責任において、慎重にご検討、ご判断頂きますようお願い申し上げます。

具体的な集会に関するお問い合わせにつきましては、各債権者の方より、債権者集会招集公告に記載の通り下記お問い合わせ先に直接ご照会ください。また、債権者集会にて議決権行使をされる債権者の方は、下記お問い合わせ先にご照会される等により必要な書式をご入手のうえ、別途個別にご案内される手続に沿って、ご所有の本債券の債券（登録された本債券においては登録内容証明書交付に係る書式）については平成 31 年 2 月 14 日（木）午後 3 時まで本債券の管理会社（第 4 回債については代表管理会社である株式会社新生銀行、第 5、6、7 回債については株式会社三菱 U F J 銀行）にご提出願います。

記

集会に関するお問い合わせ先

アルゼンチン共和国の日本における代理人 小島国際法律事務所

アルゼンチンデスク

電話：03-3222-1408

債券の管理会社

第4回債

株式会社新生銀行（代表管理会社）

株式会社三菱UFJ銀行

株式会社みずほ銀行

第5、6、7回債

株式会社三菱UFJ銀行

（この「お知らせ」についてのご照会窓口）

株式会社みずほ銀行 国際法人営業部

03-5252-6400

受付時間 午前9時～午後5時

（土曜・日曜・祝日および12/31～1/3等を除く）